

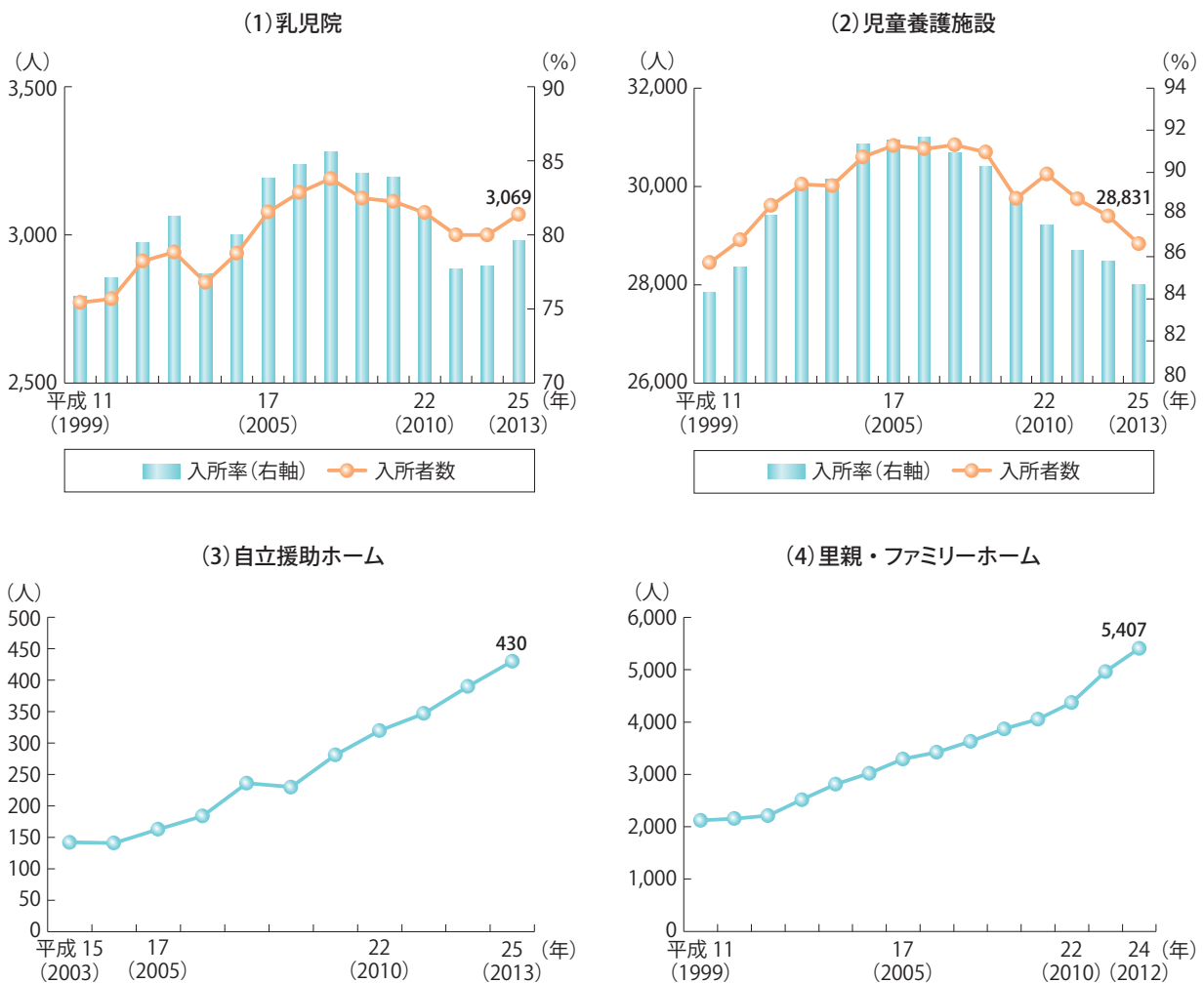
3 児童養護施設入所児童等の状況

(1) 入所・委託児童数

乳児院と児童養護施設は減少傾向、自立援助ホームと里親等委託は増加。

社会的養護を行う施設への入所状況をみると、乳児院²¹と児童養護施設²²ではこのところ入所児童数は減少傾向にある一方、自立援助ホーム²³の在籍人員は増加している。平成25（2013）年は、乳児院の入所児童数は3,069人、児童養護施設の入所児童数は28,831人、自立援助ホームの在籍人員は430人となっている。里親やファミリーホーム²⁴への委託児童数も増加しており、平成24（2012）年度には5,407人となっている。（第1-5-10図）

第1-5-10図 児童養護施設等への入所者数



(出典) 厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」[福祉行政報告例]等
 (注) 1. 入所率は、入所児童定員数に占める入所児童数の割合。平成18年以降は在籍者数不詳を除いた定員数で計算している。
 2. 乳児院と児童養護施設の数値は平成21年までは「社会福祉施設等調査報告」から、平成22年以降は厚生労働省調べ。里親・ファミリーホームの数値は「福祉行政報告例」(ただし、平成22年は厚生労働省調べ)。

21 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
 22 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
 23 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）とは、児童養護施設などを退所した、義務教育を終了した20歳未満の者などを対象とし、共同生活の中で、日常生活上の援助や生活指導、就労支援を行うことで自立支援を行う事業。
 24 里親とは、養育里親と、4人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。ファミリーホームとは、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

(2) 養護施設児等の状況

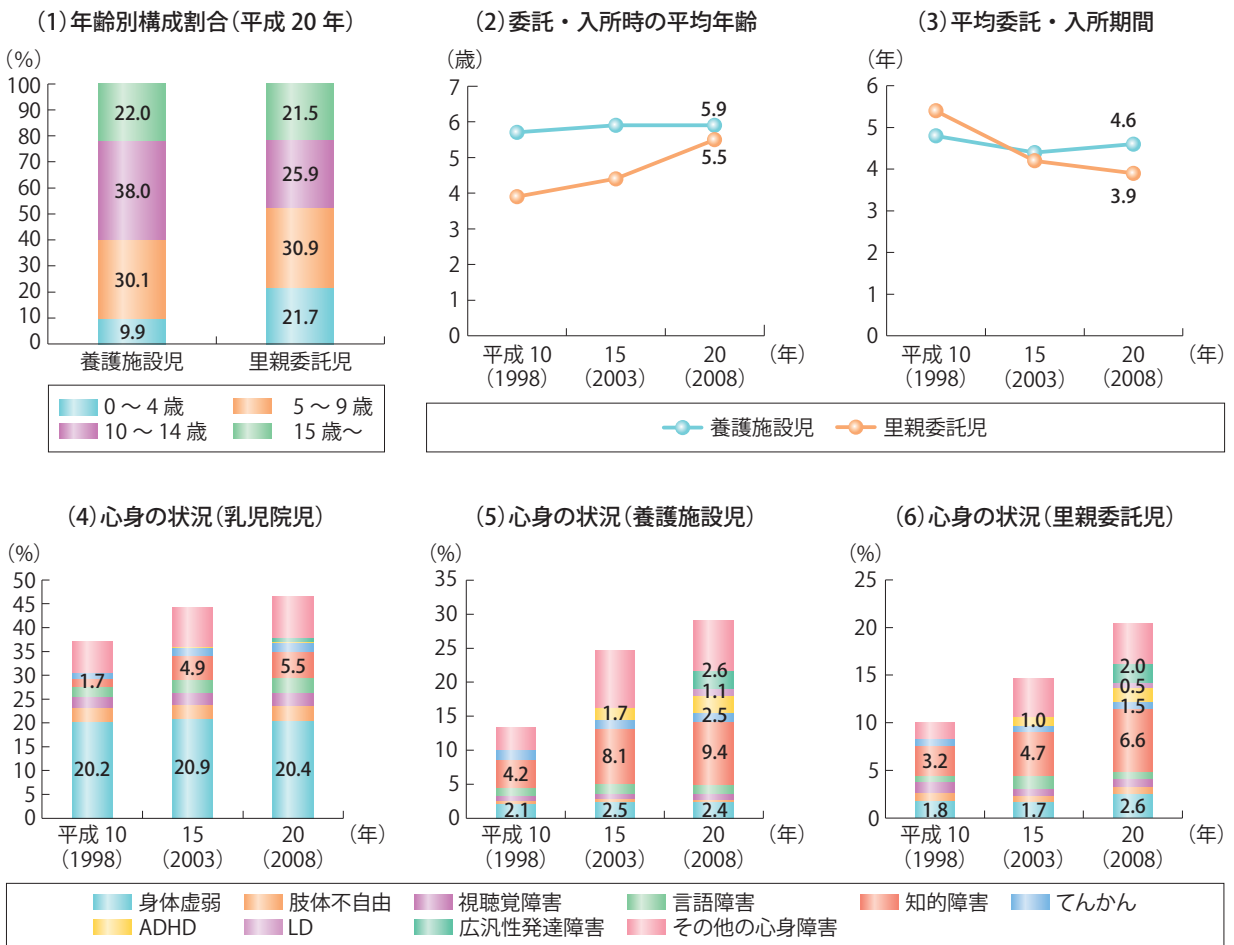
知的障害や発達障害のある者が増えている。

入所・委託児童の年齢をみると、養護施設児は10～14歳が約4割を占め、最も多い。里親委託児では5～9歳が全体の約3割となっている。(第1-5-11図(1))

入所・委託時の年齢は、養護施設児が5.9歳、里親委託児が5.5歳であり、里親委託児の委託時年齢が上昇傾向にある。平均入所・委託期間は、養護施設児が4.6年、里親委託児が3.9年で、里親委託児の平均委託期間が短くなっている。(第1-5-11図(2)(3))

乳児院児、養護施設児、里親委託児の心身の状況をみると、いずれも、知的障害や発達障害などの障害がある者の割合が高まっている。(第1-5-11図(4)～(6))

第1-5-11図 養護施設児等の状況



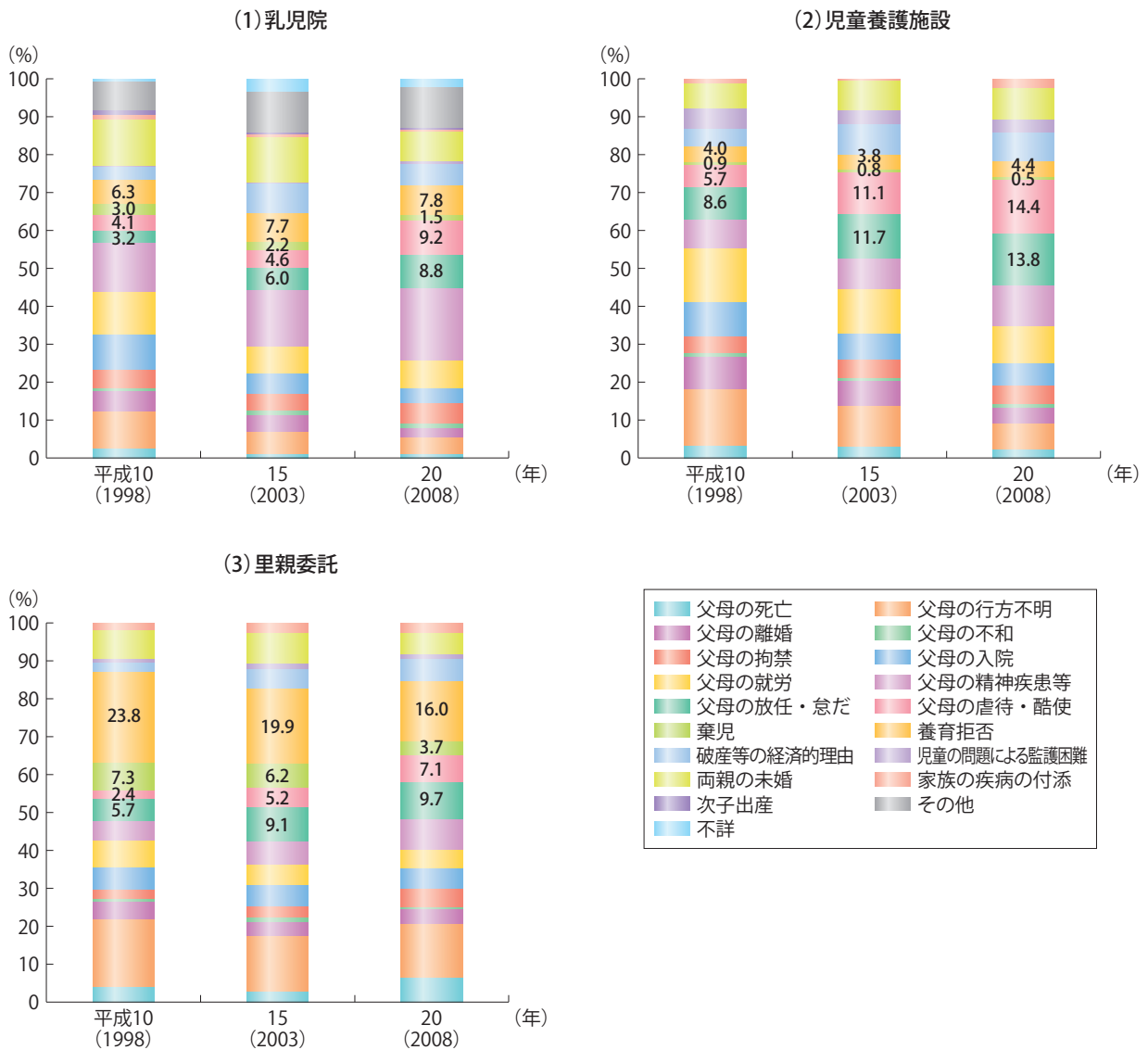
(出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」
 (注) ADHD(注意欠陥多動性障害)は平成15年より、広汎性発達障害とLD(学習障害)は平成20年より調査。それまでは「その他の心身障害」に含まれていた可能性がある。

(3) 入所・委託の理由

乳児院や児童養護施設では虐待を理由とした入所が増加。

入所理由別にみると、乳児院では「父母の精神疾患等」(19.1%)と「父母の虐待・酷使」(9.2%)が多い。児童養護施設では「父母の虐待・酷使」(14.4%)と「父母の放任・怠だ」(13.8%)が多い。里親委託では「養育拒否」(16.0%)と「父母の行方不明」(14.3%)が多い。一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、乳児院では27.2%、児童養護施設では33.1%、里親委託では36.5%と多くの割合を占めており、乳児院や児童養護施設ではその割合が上昇している。(第1-5-12図)

第1-5-12図 児童養護施設等への入所理由



(出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」